

要求水準書（案）別添資料に対する質問・意見への回答

| No | 資料   | 見出し符号 |      |       |      |       |      | 項目名                        | 質問・意見 |                                                                                                                                                                                                                                                                       | 回答                                                                                                                                                                            |
|----|------|-------|------|-------|------|-------|------|----------------------------|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    |      | 頁     | 章    | 節     | 細節 1 | 細節 2  | 細節 3 |                            |       |                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                               |
| 1  | 別添資料 | 68    | 別添 1 | ( 2 ) |      |       |      | 別添1計画業務に関する詳細次項 (2) 図2について | 質問    | 見出し符号で入力が制限されています。(2) 図2の1次配水ブロックについての質問はできないのでしょうか？下行に質問を記載しますので、回答が可能であればお願いします。                                                                                                                                                                                    | No.2からNo.5の回答をご確認ください。                                                                                                                                                        |
| 2  | 別添資料 | 68    | 別添 1 | ( 2 ) |      |       |      | 注 1 1 次配水ブロックの状況及び 図 2     | 質問    | P68注1について、「I,J,L,M,N,O,P,Q,Rの8ブロックについては構築が完了している。」とありますが、これは、各ブロック間どうしの配水連絡管が布設済と解釈してよろしいでしょうか。また、その経路は確認できますか。                                                                                                                                                       | 1 次配水ブロックの構築の完了とは、ブロックの水源となる管路を除き、水が相互融通しないよう、制水弁等で分断できる管網構築が完了している状態を指します。<br>このため、1 次配水ブロックの構築完了と、1 次配水ブロック間を連絡する管路の布設状況に、直接の関連はありません。                                      |
| 3  | 別添資料 | 68    | 別添 1 | ( 2 ) |      |       |      | 注 1 1 次配水ブロックの状況及び 図 2     | 質問    | 残りの1次配水ブロック（A～H,J）ブロックの配水連絡管の布設予定年度の情報は開示できますでしょうか。                                                                                                                                                                                                                   | 現在のところ、ブロック間の連絡のみを目的とした管路の新設は、予定しておりません。                                                                                                                                      |
| 4  | 別添資料 | 68    | 別添 1 | ( 2 ) |      |       |      | 注 1 1 次配水ブロックの状況及び 図 2     | 質問    | 各配水場の有効容量、揚水量、揚程、ポンプ台数等の情報は開示できますでしょうか。                                                                                                                                                                                                                               | 水道局ホームページに掲載されている事業年報の「第 6 編 資料・統計」をご参照ください。<br><a href="https://www.city.osaka.lg.jp/suido/page/0000496406.html">https://www.city.osaka.lg.jp/suido/page/0000496406.html</a> |
| 5  | 別添資料 | 68    | 別添 1 | ( 2 ) |      |       |      | 注 1 1 次配水ブロックの状況及び 図 2     | 質問    | 1次配水ブロック、2次配水ブロックの管路網について、具体的な管網資料の提供はできないのでしょうか。（shpファイル）                                                                                                                                                                                                            | 1 次配水ブロック及び 2 次配水ブロックの構成については、管路情報管理システムをご確認ください。当該システムの閲覧の機会は、再度、設ける予定です。<br>なお、管路情報管理システムに登録されている図形デジタルデータの提供については、募集要項No.111の回答をご確認ください。                                   |
| 6  | 別添資料 | 68    | 別添 1 | ( 2 ) |      |       |      | 配水ブロックの状況                  | 意見    | 1 次配水ブロック、2 次配水ブロックの構成管路について、それぞれ管網図の提供（shpファイル）を求めます。                                                                                                                                                                                                                | 募集要項No.111の回答をご確認ください。                                                                                                                                                        |
| 7  | 別添資料 | 70    | 別添 1 | ( 2 ) | ア    | ( ア ) |      | 共通事項                       | 質問    | 「市の管路情報管理システム（GIS）から抽出したShapefile形式で提供する既存管網のデータを用いて、管網モデルを構築すること」となっていますが、事業提案書の検討・作成に既存管網データは必要なため、資格審査書の提出企業に対して速やかに開示していただけないでしょうか                                                                                                                                |                                                                                                                                                                               |
| 8  | 別添資料 | 70    | 別添 1 | ( 2 ) | ア    | ( ア ) |      | 共通事項                       | 意見    | 「市の管路情報管理システム（GIS）から抽出したShapefile形式で提供する既存管網のデータを用いて、管網モデルを構築すること」となっていますが、既存管網データは検討材料として必要なため資格審査を出した企業に速やかに開示して頂きたい。                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                               |
| 9  | 別添資料 | 70    | 別添 1 | ( 2 ) | ア    | ( ア ) |      | 既存管網のデータ                   | 意見    | 開示資料の貸与等に関する提出書類（特に守秘義務の遵守に関する契約書）を提出した企業に対して、既存管網のデータ（shpファイル）の速やかな提供を求めます。従来方式の管網更新計画策定の委託業務でも、既存管網のデータを共有頂いた上で、受注者が多様な検討を実施する手順が多いと考えます。今回も1,800kmの選定には同レベルの検討が必要となるため、平等性のある競争環境の構築のためにも、管理情報管理システム（GIS）から抽出したShapefile形式の既存管網のデータについて、提案書作成期間中のできるだけ早期に供与いただきたい。 |                                                                                                                                                                               |
| 10 | 別添資料 | 70    | 別添 1 | ( 2 ) | ア    | ( ア ) |      | 既存管網のデータ                   | 質問    | 「市が、市の管理情報管理システム（GIS）から抽出したShapefile形式で提供する既存管網のデータ」は、いつ供与いただけますか。                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                               |
| 11 | 別添資料 | 74    | 別添 1 | ( 2 ) | キ    | ( イ ) |      | フレーム管路                     | 質問    | 現況で 5 基の同時開栓で条件を満たせない管路については、口径の再検討も含めて対応を検討し、検討結果に基づき、消防局と協議を行ったうえで方針を決定することとなりますが、市消防局の消火栓設置のルール（指導内容）をご教示ください。                                                                                                                                                     | 可能な限り、消火栓の配置の見直しや口径の維持によって、5 基同時開栓時の水圧確保に努めます。ただし、個別の現場条件等に鑑みて、5 基同時開栓可能な管網整備が困難な場合は、消防局との協議の結果、5 基同時開栓を満たさない管網となることもあり得ます。                                                   |
| 12 | 別添資料 | 78    | 別添 2 | ( 1 ) | ウ    | ( ア ) |      | 設計業務に関する詳細事項               | 質問    | 「埋戻し土に使用する調達材料は、購入土（真砂土・山砂等）又は改良土のいずれかとし、「土木工事共通仕様書」第 1 編 2 - 3 - 3 第 3 項（埋戻し土）に定める規格に適合したものをを用いること。」と記載されていますが、他事業で実績のある材料などの使用に変更は可能でしょうか。                                                                                                                          | 原文のとおりとします。公募の条件としてご理解ください。<br>なお、現在、市が定める規格以上の高品質な材料の導入検討するなど、より良いご提案がございましたら、協議に応じてまいります。ただし、最終的な導入可否の決定は、道路管理者が行うこととなりますので、ご留意ください。                                        |
| 13 | 別添資料 | 79    | 別添 2 | ( 3 ) |      |       |      | 埋設調整                       | 質問    | 更新計画対象管路に第 3 者からの移転要請があった場合、「涉外業務から有償処理等」までを大阪市が対応するという理解でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                                  | 第 3 者からの移転要請があった場合の対応については、基本的には市で行うこととなりますが、当該管路が更新計画対象管路であった場合の対応には、実施方法について双方協議のうえ、特定事業として運営権者に対応いただく場合もあると考えています。                                                         |
| 14 | 別添資料 | 79    | 別添 2 | ( 3 ) | ア    | ( ア ) |      | 管路情報管理システム                 | 質問    | 管路情報管理システムのデータ更新については市が継続して行うという認識でよいでしょうか。                                                                                                                                                                                                                           | ご理解のとおりです。                                                                                                                                                                    |
| 15 | 別添資料 | 81    | 別添 2 | ( 4 ) | ア    |       |      | 特殊な管路施設の設計範囲・条件            | 質問    | 既設水管橋の耐震性能を推定するため、開示資料に加えて、建設年度をご教示ください。また、耐震診断及び耐震補強を実施している場合は、その結果を開示していただけないでしょうか。                                                                                                                                                                                 | 水管橋の竣工年度については、管路情報管理システムをご確認ください。当該システムの閲覧の機会は、再度、設ける予定です。<br>既設水管橋の耐震性能診断結果はありませんが、耐震補強の実績は、競争的対話等の事業者選定手続きにおいてご確認ください。                                                      |

| No | 資料   | 見出し符号 |      |       |      |       |      | 項目名             | 質問・意見 |                                                                                                                              | 回答                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|----|------|-------|------|-------|------|-------|------|-----------------|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    |      | 頁     | 章    | 節     | 細節 1 | 細節 2  | 細節 3 |                 |       |                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 16 | 別添資料 | 81    | 別添 2 | ( 4 ) | ア    | ( イ ) |      | 特殊な管路施設の設計範囲・条件 | 質問    | ( イ ) の対象となる橋梁名、橋梁諸元を明示していただくことは可能でしょうか。また、解析費用は現在の事業費に含まれていると考えてよろしいでしょうか。                                                  | 淀川や大川など、河川幅の比較的大きい河川を横断する水管橋が該当するものと想定していますが、解析を実施するかどうかは、設計業務の段階において、改良後の橋梁構造や添架する管路の種別・重量などを総合的に勘案し、その都度決定していくこととなるため、現時点では特定しておりません。また、解析費用については、必要に応じて事業費に含めたうえでご提案ください。                                                                                                                                                                                               |
| 17 | 別添資料 | 84    | 別添 2 | ( 5 ) | イ    |       |      | 附属設備の配置設定       | 意見    | 排水設備については設置箇所数、設置位置、設置方式等について水道局で定めた仕様を満たす必要があるため、事業提案時にはそれを確定できないと考えます。これについては、消火栓と同様に附帯事業に含めることにしていただけないでしょうか。             | 過去の配水管更新工事のなかで発生した排水設備の設置箇所数、設置位置、設置方式等については、「守秘義務対象資料（第二次）」でご確認いただけますので、事業提案時の参考としてください。排水設備の事業区分の取り扱いについては、原文のとおりとします。公募の条件をご理解ください。                                                                                                                                                                                                                                     |
| 18 | 別添資料 | 84    | 別添 2 | ( 5 ) | エ    |       |      | 附属設備の配置設定       | 意見    | 流量計、水圧計、自動水質計器等については設置箇所数、設置位置、機器の性能等について水道局で定めた仕様を満たす必要があるため、事業提案時にはそれを確定できないと考えます。これについては、消火栓と同様に附帯事業に含めることにしていただけないでしょうか。 | 原文のとおり、特定事業とします。<br>なお、流量計、水圧計、自動水質計器等の一覧は、水道局ホームページの事業年報の「第 6 編 資料・統計 6 水質試験結果（ 7 ）給水栓水質遠隔監視装置測定成績」、「 9 配水管（ 2 ）配水管水圧（テレメータ）」、「 9 配水管（ 3 ）配水管流量（テレメータ）」をご参照ください。<br><a href="https://www.city.osaka.lg.jp/suido/page/0000496406.html">https://www.city.osaka.lg.jp/suido/page/0000496406.html</a><br>また、詳細な位置については、上記と合わせて、管路情報管理システムによりご確認ください。当該システムの閲覧の機会は、再度、設ける予定です。 |
| 19 | 別添資料 | 86    | 別添 2 | ( 9 ) |      |       |      | 占用申請等の事務処理      | 質問    | ア～カまでの各申請につき、許可の取得まで通常どの程度の期間を要するか、ご教示願います。                                                                                  | 「守秘義務対象資料（第二次）」をご確認ください。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 20 | 別添資料 | 91    | 別添 3 | ( 1 ) | ア    |       |      | 道路占用申請の事務       | 質問    | 「市が利用する道路管理システム」とありますが、具体的な利用プロセスについてご教授ください。また、外部システムとの連携可否についてもご教授ください。                                                    | 運営権者に求める作業は「道路占用許可申請業務」であり、一般財団法人 道路管理センター発行の「道路管理システム操作マニュアル」に沿って申請作業を行います。道路管理システム以外のシステムとの連携はできません。                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 21 | 別添資料 | 91    | 別添 3 | ( 2 ) | ア    |       |      | 施工計画の作成         | 質問    | 施工計画書は、請負工事と同様、工事件名毎に作成するのですか。又、提出先は水道局様ですか。それとも実施施工者から運営権者にですか。                                                             | 施工計画書の作成者やその単位については、裁量の範囲と考えます。なお、運営権者は作成された施工計画書において、品質・コスト・納期・安全面を満たす工法の選択、管材料等の資機材及び施工実施者の確保、納期厳守を担保する工程等について記載されているか、施工計画書の内容を着実に履行できる施工実施者となっているかについて、確認いただけます。                                                                                                                                                                                                       |
| 22 | 別添資料 | 97    | 別添 3 | ( 3 ) | ク    | ( エ ) |      | 断通水作業・洗浄排水・洗管   | 質問    | 応急給水が必要となった場合、水道局様が所有の応急給水車を借りる事は可能でしょうか。運営権者にて所有しておかなければいけないのでしょうか。                                                         | 所有まで求めるものではありませんが、市所有の給水車を貸し出すことは想定していません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 23 | 別添資料 | 97    | 別添 3 | ( 3 ) | ク    | ( カ ) |      | 断通水作業・洗浄排水・洗管   | 質問    | 「口径400mm以上」とありますが、300mm以下は塩素注入は不要なのでしょうか。                                                                                    | 「要求水準書（案）」に示す洗管（ 5 倍以上の水の入れ替え）を複数回実施しても水質検査に合格しない場合は、口径300mm以下の配水管でも塩素注入を行うこととしています。                                                                                                                                                                                                                                                                                       |